

基調講演

「半」の思想の復権—「入り会う」ことの可能性

菅 豊（東京大学東洋文化研究所 教授）

私の専門は民俗学であります、それぞれの土地の慣習とか伝統文化を中心に研究しています。昨日、懇親会の席で笠原先生にこの研究会にいらっしゃる方々の、バックグラウンドについてお聞きしたところ、一つに、入会林野に関する政策、山村に関する政策・経営など、実務的なことに関わっていらっしゃる方、さらに法社会学のような入会の原理などを研究なさっている方が多いとお聞きしました。実は私はその方面についてはかなり疎い、むしろ生活文化としての入会の全体性というものについてずっと研究してきました。従いまして、私の捉えている入会というものが、一般的な実務的な方から見るとちょっとおかしいかもしれません。その点で私の話がかみ合うかどうか心配なところです。

さらに、私、入会という問題に非常に関心をもって研究しておりますが、残念なことに、山林の入会というものを中心に研究はしてこなかったわけです。むしろ川とか水辺という空間で研究をやってきました。今日は、もちろん山の話を致しますけれども、水辺の話をさせていただきたいと思います。そこに現れている状況というのは、実は山と共通するような広い意味での入会、共的な世界というものが広がっていったということをお話したいと思います。

講演のタイトルを「半」の思想の復権—「入り会う」ことの可能性—と付けましたけれども、これだけ見ると何のことだかさっぱり分からぬと思いますが、要するに入会というものが、「半」の思想の一つの表現形だと私は考えていまして、様々に入り会うということが現代も起こっていますが、そういうものについて少し考えてみるということあります。

まず、講演の内容について少しご説明したいと思います。かつて日本の農山漁村には、入会に代表されるような曖昧であるとともに、フレキシビリティをもった在地の内在的な「半」の思想というものが存在していました。しかし、日本の農山漁村は、近代において外部的な圧力を受けながら、大局として、入会といった「半」の思想や在り方を削ぎ落とし、明確な「全」へと切り替えようと奮闘いたしました。簡単に言いますと、いわゆる近代化というものは「半」の思想を「全」の思想というのに押し流していく、変えていく。もちろんそれはそれなりの理由はあったんですけれども、そういう大きな流れでできた時代であったと言えるかと思います。この講演では、かつての山村に存在した「半」の思想を明らかにし、その思想が見捨てられてきたこと、さらに一方で、現代社会の様々な局面で新しい「半」の思想が成立し、外部的圧力として、山村に大きな影響力をもち始めている。そして、山村の将来像を考えるにあたって、山村に住む人自らが保持してきた「半」の思想と、さらに新しく出てきている「半」の思想とをいかにすり合わせができるか、これがかなり重要なカギになってくるだろうと、そういうことについてお話したいと思います。

「半」とは何か？

「半」という言葉は、あまりいい語感ではないのですが、辞典で引いてみると、例えば2分の1、半ばである、半分、前半、何かの半ばを意味する。さらに、半端とか半熟という言葉で表わされるように、不完全であるとか少しであるという意味をもちます。さらに半途、半期という言葉にあるように途中である、要するに到達していないという状態が「半」である。さらに奇数のように割り切れない数、割り切れない状況であるということが言えると思います。つまり総合して言いますと、「半」とは半ばであり不完全であり、また途中である、さらに割り切れない状態である。それが「半」である。そういう状態の中に入会の在り方が入ってくると私は思います。この「半」という思想を受け入れる価値観や思考、「半」というものを否定するのではなくて肯定していく、あるいはそれを受容していくような考え方方が、私が本日述べる、「半」の思想という形で表現しているものであります。

ただですね、半端とか半熟はともかく、この「半」というのは非常にネガティブに受け取られやすい状況なわけで、どうも落ち着かない。いわゆる「全」、ある到達点に達して完全に割り切れる状態である「全」と比べて、「半」というのは曖昧で落ち着かないために、「半」の状態は往々にして否定的に扱われてまいりました。もともと緩やかな社会みたいなのがあったのを、法律・制度・技術など様々な形でこの「全」の方に近づけていくという動きがあったわけです。

「全」であることの病

特に、現代に近づけば近づくほど、「半」は厄介ものにされました。例えば、所有の権利についてお話ししたいと思いますけれども、それは近代に入って、権利という厳密な表現で捉えられるようになりました。権利という言葉は、もちろん今現在も使われますし、山村の中でも使われますし、普通に使われますが、かなり強い言葉だと思います。近代国家は「全」を目指して制度を整え、人々の意識を変えることに邁進してきたわけですけれども、その結果、搖るがし難い、あるいは侵し難い「権利」像というのを定着させてきた。権利というのは自ら作り出した、あるいは村の中から起こってきたものではないですね。外部との関わり、明治期以降で言うと、外部からの西洋的な概念、権利主義が入ってきて我々の生活の中で醸成されてきて、法定化されてくる。そういう「権利」像が社会に定着してきたということが言えると思います。

その一方で、ここ百数十年間で一物一権という不可侵の権利を重視し、不完全で割り切れない曖昧で前近代的な所有觀念というものを否定してきたという道のりがあった。その代表例がこの入会というものになるわけです。現在身の回りに存在するすべての物や事に、所有という固い権利が埋め込まれている。現代に生きる我々にとって、権利というものはかなり自明視されています。普段の日常生活では、その権利関係をことさらに意識することはないにしても、その関係を確認する必要が出てきたときには、その権利関係が不可侵のものとして浮かんでくる。もちろん普通は、「これは私の権利、これも私の権利」というようには意識はしませんが、何か起こると、ちょっと人が使うと、権利関係というものがふっと浮かび上がってくるわけです。その権利関係というのが今では非常に厳格であります、他人のものを勝手に使ったり売ったり、そしてそれで儲けたりするということはできない。これは普通の日本人ならば常識と

して身につけています。ただ、この日本人の常識というのは、世界的に見て必ずしも常識だとは限りません。例えば、アフリカなどでは必ずしもそうではないです。ピグミーと呼ばれてきた中央アフリカの狩猟採集民たちは、狩猟で捕った獲物はみんなで分ける、誰のものでもなく自分たちのものである。あるいは、タバコなんていうのを吸っていると、自由に人が貰っていく。権利関係の明晰性というのは、世界レベルで見ると必ずしも普遍的ではないわけです。ただ、自分が買ったものや貰ったもの、受け継いだものなどは自分のものというように、この「のもの」という表現には今の日本社会においてはかなり重い社会的意味が込められています。私も、「川は誰のものか」という本を書きましたけれども、誰「のもの」というのはまさに、日本の社会では大きな社会的意味をもっているわけです。しかし、この「のもの」というものを完全にはっきりさせる在り方、すなわち、厳格な所有觀は、行き過ぎるとなり異常な非人間的な状況を表わすこともあります。

もちろん、私はこの「のもの」という近代的所有權を否定する立場ではありません。その近代的所有權に則っているから、普通の生活の中で安心して、苛立つことなく暮らせるわけです。私が所有權をもっているから、人が勝手に私の家の座敷で寝たり、車を勝手に運転していくなんてこともないわけです。物の流通もスムーズにしていきますし、経済発展もしていきます。面倒ないさかいも少なくなります。そのために、権利の実効性を高めるということが仕方がないということは、私も認識しております。しかしそれが、実生活を離れた純粹な空理として適用された場合、むしろ人間が作り出したその制度によって支配される、また自己疎外になるということすらあるということが少しずつ感じられてきました。要するに所有というものは制度でありシステムですけれども、そういうものは人間が作り出したにも関わらず、それに支配されていくような状況、それが人間生活を逆に悪くしていくことすらあると感じるわけです。

かつて、私はこの厳格で完全な現代的な「のもの」という所有觀を体験しまして、いわゆる行き過ぎた「全」の在り方に違和感をもったことがあります。今から10年ほど前、北海道大学に在職しておりました。私の住んでいる団地から大学へ通勤するのに駅まで15分ほどかかります。近くのマンションの敷地を通り抜けると早く駅まで行くことができ、多くの人が利用していました。厳寒期には助かりました。ところが、突然「私有地につき関係者以外通り抜け禁止　〇〇管理組合」という看板が立てられ、近道できなくなりました。このエピソードを思い起こす度に、私は近代的所有權というものの力の大きさを改めて認識させられます。もちろん、このマンションの住人たちは、間違ったことはしていません。彼らは部外者を追い出す権利をもっているはずだし、治安上の問題やゴミの問題などそうしなければならない理由があったのだと思います。理は向こうにあって非はこっちにあるわけです。それ自体は納得していますし、私も反省しております。

ところがある日、それとまったく同じような光景に再び出くわしました。その光景は実に排他的な所有意識、あるいはあまりにも権利の主張が極まったものでありまして、その看板をとりまく光景は異様で滑稽なものでした。くだんのマンションから右に行けば駅に行くのですが、左に行ったら近道があるのではないかと、私はあるとき思い、実行に移しました。すると、そこに一つの駐車場があったのです。車が10台も止まればいっぱいになる駐車場で、砂利が敷かれていて雑草も生えている。ふとそばの看板に目をやると、「私有地につき通り抜け禁止」

とこれまでご丁寧に赤色で縁どりして強調された看板です。私はこれを見て愕然としたのです。この駐車場を突っ切ったとしても、短縮できる距離は数メートル、時間もほんの数秒だと思います。歩きにくいし、靴も汚れてしまうような場所です。通り抜けしようなんてとても考えられない場所に、こう書かれているわけです。この看板は、単純にある種の主張、強烈な自己主張をしているに過ぎないのではないかと思いました。自己主張するのはいいですけれども、その相手というのが誰なのかと言うと誰もいない、誰もここを通り抜けようなんて考えていない、そういう対象もいないのに空虚に自己主張を繰り返しているだけ。先ほどのマンションとは違う感覚を受けたわけです。このときばかりは、その主張を当たり前のこととして受け入れられなかったわけです。

近代的所有觀を搖るがす現実-「半」所有があつた時代-

なぜそういう感覚になったかというと、私はフィールドを周ってきて、いろいろな場所を訪ねてきたわけですけれども、こういう所有の感覚とは違う、緩やかな人間の所有の感覚というものを各地で散見してきたからです。今の人なら先ほどの看板に対し違和感はないと思いますが、今日の話でいう山村のような所有の論理を経験した者から言うと、かなり違和感をもってしまったわけです。厳密な近代的な所有觀というものは別の価値觀があった。かつての日本には、現在我々が考える理念的な土地使用や所有觀、すなわち近代的で完全的な所有觀とは別の感覚というものが存在していたわけです。他人あるいは自分の土地であるけれど自由に使って良い。逆に自分の土地であるけれども、他人の使用を拒絶できないことがある。入会というものが、今では権利になっていますけれども、根本的な在り方はこのようなものだと思います。所有權という現代において自明のものが、ある立場からすると慣習的に制約を受ける状況、また、反対にある立場からすると制約から逃れられる状況がかつてはあった。もちろん、そのような状況は現代的な権利といった強い主張ばかりではなく、昔からそうだったという慣習的な在り方も含むものであります。そのような地域の所有の在り方が存在してきました。入会権といいのはいわゆる権利、物件として法律的に認められているわけですけれども、広義の意味で入会権になっていないような入会に類するものが社会にたくさんあるわけです。その部分にもっと目を向けていかなければならない、そういうものがあるということに我々は気づかなければならぬということです。

その一例として、環境社会学者の嘉田由紀子さん、現在滋賀県知事ですが、彼女が調査した滋賀県の余呉湖の事例を紹介します。余呉湖の周りでは、産卵期に水田の水路を上ってくるフナの漁獲は、入札の対象となります。特定の人に契約によって請け負われ、入札金は区に納められる。これは山林の入会の契約使用の形態に非常に似ています。村が管理して、そこに上ってくる魚を入札にして、その金を村に落とすというものです。川の入会・水辺の入会と言ってもいいかもしれません。

おもしろいのは、一方で水田内の魚は自由に捕れる、入札金も不要。嘉田さんによると湖の水位が上がるとフナやコイが水田にたくさん上がってくる。田植えで人が歩いた足跡のへこんだところに入っている魚を、手づかみで捕る。昔はフナやコイをどこでつかんでも良かった。子どもも大人も、男女問わず魚を追いかけた。個別の家の所有地ということはばかることなく、魚影を追いかけたそうです。水田というのは個人所有になっているわけです。人の土地で

勝手に魚を捕る、いわゆる、近代的な所有あるいはその権利に固く縛られているはずの水田で、その所有とは関係なしに有用資源である魚を捕ることができた時代があったわけです。その魚は必ずしも水田の所有者のものではなくて、みんなのものだったわけです。そこに、他人の土地だけど勝手に使っていい、他人の家に存在するものだけど使っていいという、近代的・完全的な所有觀とは異なるものを感じ取ったわけです。現在の人は、勝手に他人の田んぼに入っているところなんかを見るとかなり違和感をもつ、否定的に感じることになるかと思います。このような曖昧で不完全な所有の在り方を、「半」思想の中の一つの表現として、私は「半」所有と呼んでみたいと思います。この「半」所有の在り方や感覚というのは、かつての日本の農村社会とか自然との関わりの中には、たくさん現れていたわけです。

新潟県村上市（旧山北町）の焼き畑

私のフィールドの話も少ししていきたいと思います。場所は新潟県村上市（旧山北町）大川谷地区です。大川という川の川筋に集落が点在します。僅かばかりの平地があるものの、その大半は山地であり、林業も経営しています。ここで私は1982年の大学1年生の頃から住み込み調査をし、川に上ってくるサケの管理について研究してきました。このサケの管理というのはまさに入会でした。一つにつながっている川を、サケ漁師たちは集落ごとに分けています。集落ごとにテリトリーがあって、ここからここまで〇〇の集落というような形で境があつて、そこを管理している村の人たちがサケ漁をしていました。

ここでは山に関する同様に共的な世界が広がっていました。この一帯は8月の初旬から中旬に、ナギノという焼き畑が行われます。ナギノは切替畑で、スギの植林地で行われます。スギを伐採すると葉や枝、株などが大量に残ります。そのまま残しておくと植林の邪魔になるわけです。その掃除もナギノは兼ねているわけです。ナギノをするとしばらくは苗木前の下刈りをする必要がなく、スギの育成上利点があります。木を伐り、ナギノにして畑にする。そのときにはスギの幼木を植えて、その周りで畑作をしていきます。このナギノに、先ほど述べたような「半」所有の在り方というのが表出しています。

今から20数年前、その村に長期滞在していたときにちょうどこのナギノを見ました。8月中旬の頃だったと思います。夜中に宿泊先の老夫婦のおばあちゃんに起き起こされまして、眠い目をこすりながらおじいちゃんとおばあちゃんに連れられて、ナギノの山に行きました。月夜でなかつたので暗い、細い道を行くと、小一時間ほどで着きました。そこは事前に整備されていて、火を入れるだけになっていました。みんな集まってきて、植林をするリーダーのことを「山先(やまさき)」といいますが、そのおじいさんがやってきて、一つの株にお神酒を注ぎ、柏手を打った後、これから火入れをしますと言って、火をつけていきます。当然ですが、焼き畑の場合どこの地域もたいてい上方から火をつけてだんだん下に火を落としていきます。下から入れると一斉にぼーっと燃え上がります。ここでは、火を入れて山火事になってしまふことを「山を余す」と言いますが、できるだけ火を落としていって、延焼しないようにおじいさんたちが頑張っていたわけです。

作業の終盤になったとき、ある男性が麓からすっと登ってきました。そして、下の方の切り株に座ってじっと見ていたわけです。その人は村以外の人で、知らない人でした。ナギノをする作業服も来ていないし、サンダル履きで来ている。ナギノが終わると、みんなに向かって一

言、「はい、みなさんご苦労様でした。」と言って下りて行ったのです。後でおばあちゃんに聞いてみたら、あの人は実はナギノをしているこの山の地主で、ナギノのはかどり具合を見に来たのだということでした。

火が落ちてくると、男衆たちはタバコをするんです。この地方では「タバコをする」というと、タバコを吸う以外にも休憩するときにも使ったりします。男たちがタバコをすると、補助役だった女たちが出てきて耕し始めて、熱さが残っているうちに種を蒔いていきます。このとき蒔いている種というのは、この地域の特産である赤カブで、アツミカブという品種のカブであります。ナギノで育てる作物というのは村ごとに違いますが、ここでは、1年目はたいていこの赤カブを蒔くようです。ナギノで育ったカブは、灰のおかげで非常にきれいな赤色になるんだと言われています。このカブは現在はかなり全国流通していまして、都会のデパートでも高級食品として売られていますが、調査した1980年代の頃にはまだ全国に出でおりませんでした。土地の人々にしか手に入らない、いわゆる土着の食品だったわけであります。10月頃に収穫されまして、酢漬けにされます。コリコリとしてとても歯ごたえがあっておいしい、郷土料理の代表だったわけです。

この地に住んでいる人々は、ここの川で捕れるサケと、山で採れるカブは日本一だと言っています。彼らは、この生産物に対して、非常に誇りをもっていました。このカブは、売るものではないし、自分たちで食べるのですが、それだけではなく、地元を遠く離れて住んでいる子や孫、親戚、友人などへの贈り物でありました。おばあちゃんは、「これを食べればどんなに遠くてもこの山のことを思い出すんだよ。」と言っていました。毎年秋が過ぎると、おばあちゃんは自分の作ったカブと、海に行って採ってきた岩のりを息子さんに送っていました。おばあちゃんにとって、息子に自分の思いというのを伝えるようなもので、送るときに手紙は入れないわけです。カブを送れば、子どもたちにおばあちゃんの考えていることが伝わるという、一つのメッセージでもあったわけです。

ナギノの話に戻りますけれども、カブの種まきが終わると、女性たちはひと段落ついて、1か所に集まります。女性たちも休憩をするのかなと思っていると、そうはせずにくじ引きをやり始めました。彼女たちは整地して種まきしている間に、途中で燃え残った枝を立てて区画を作っていたのです。番号をつけてくじを引くのですが、来人たちの家の数で分けていきます。みんなで整地をして種まきもするけれども、この後収穫が実ってくると、近くの区画の人と一緒に収穫をするようになっています。

このようなナギノに私は興味をもつていろいろ聞きました。こここの地主さんには地代をいくらくらい払うのかと聞くと、地代なんて払わないとおばあちゃんは答えました。では、カブか何かをお礼として持って行くのかと聞くと、いや、お礼なんてしないと言います。地主も文句を言わない、昔からそうなっているのがこのやり方だとしか答えてくれませんでした。よくよく考えると、このときに整地して植林するわけですが、前段階の作業として非常に重要で、地主はおじいちゃんおばあちゃんに賃金を払っていません。その意味では、ただでやってもらうので、地主にとってもとてもメリットがあるとも考えられます。

ところが、おばあちゃんたちの口ぶりだとそれだけではなく、お金とかは払わないけれど当然やっていい権利として受け止められているようです。さらに、地主の人たちに話を聞くと、これを拒絶することができない状況なようです。例えば、地主が突然これをやめろというよう

なことはできない、要するに地主がまったく関与できない、あるいは放任しているのが現実であります。別に、労賃や時間に関する契約があるのではなくて、勝手にやっている。だから地主は、誰が一体ここでナギノをやっているのかまったく知りません。それぞれの土地の面積によっても違うのですが、村の中でほとんどの人が参加しますし、もちろん参加しない人もいます。何か取り決めがあるわけではないです。ナギノにするときに赤カブを植えることと、落ち枝とか枯れ枝などの薪にするものも、かつては自由に使って良くて、地主の方も一切拒絶しません。これは普通の入会でもよく聞かれる話で、そういう状況だったということです。ただ、そこに生えているスギを勝手に伐ることはできません。あくまでも薪になる枯れ枝とナギノのカブ、これだけが自由に使えるのであります。

このような在り方というのは、現代的な所有権や使用権を考えると、大学生の私にはとても新鮮だったんですね。他人の土地で耕作する場合は、普通は田畠なら小作料を取られる、あるいは契約をすると教科書で習ってきたわけですけれども、どうやら常識とは異なる土地利用制度があるのではないかということを、私は初めて知ったわけです。これに非常に興味をもって、おじいちゃんおばあちゃんに根掘り葉掘り聞いていったわけです。ところが、何かはっきりしない。どういう制度がありますか、決まりはありますかというような、ルールとかメンバーについて聞いていくと、どうも曖昧でした。結局、昔からそうでしたというようにしか答えてくれないんです。取り決めもないし、昔からそういう感覚でずっと続けられてきたそうで、どうやら、そこでまた自分が見出そうとしていた土地利用制度という、堅苦しい制度のようなものでは語ることができないような山の日常の使い方、普通の日々では意識しないような、当たり前とされるような、そういうものであるということに、結局は気づいたわけです。そのとき私は、アприオリに最初から制度があるものだと信じていました。先生たちにも山のことを調べるときは、こういう制度があるから調べてこいと言われるんですけれども、どうも制度であるという私の考え方自体が、近代的所有觀に拘泥されて縛られていたと、今考えるとこの事例は教えてくれていたと思います。必ずしも近代的所有觀が厳密かつ厳格でないということを私はそのとき初めて知りました。

なぜ「半」所有になったのか？

なぜこの山が、他人の土地に勝手にナギノをするという形をとっているかといいますと、残念ながらそれをはっきりさせる村の史料というのは残っていません。現在大谷沢には、約300町歩の山があって、半分は村の人気がもっているんですけども、その他に村の外で2軒、AさんとBさんという家がそれぞれ30町歩か40町歩くらいもっています。Aさんは、先ほど私が言ったナギノに来た地主の人です。残りの60町歩くらいを村の組合に加入している22戸の共同登記で所有しています。村の外の2軒が土地をもっているのは、史料がないので分かりませんが、言い伝えは残っています、昔は山や川は全部村のものだったが、大谷沢には贅沢者が多くて、借金のかたとしてAさんやBさんに返済したと、しかしその後も、薪拾いとナギノに限っては自由に使うことが默認されていたという言い伝えがあります。

このような言い伝えは、歴史的な事実としては何ら証明する確固たる証拠能力はもっていません。しかしこの言い伝えというのが、近代的土地所有権を乗り越える、あるいは歴史的正当性をもつ語りとなって、ナギノとか薪拾いを継続していく際の正当な感覚、すなわち、おばあ

ちゃんたちが昔からやっていたんだと何の違和感もなく、逆に私が質問することに違和感を抱くような状況の正当性のバックグラウンドにあったということです。それには昔の山の在り方の記憶というのが投影されています。しかし、この正当性はいたって曖昧で不完全なもので、将来、万が一さっきの地主の子どもが、これまでの経緯を知らずに「何で俺の山に勝手に入っただろう」となったときに、昔からの言い伝えだからというのでは、これが裁判の争議において正当性をもつかというと疑問であります。それはまだ権利とは言い難いものではありますけれども、少なくとも現時点では入会権としては認識されていません。しかし彼らが普通に生活している分には当たり前で、権利として意識するときには、もう当たり前でなくなってしまった状況と考えていいと思います。昔からの当たり前のことだと考えていくということは、この地域の言い伝えにもなっているし、人々はそう認識してきたと言えると思います。

以上のような土地の所有や利用を見ますと、ナギノはやって当たり前だと考える理由の根っこに、山は村のもの、日常生活を支えるものという近世的な記憶が存在することが分かります。しかし、それは近代的所有觀と無関係にあるわけではありません。かつては自然林を焼き畑にしていましたと思うんですけれど、今のナギノ自体が切替畑ですので、近代の植林によってできたものであります。要するに、近代的所有と相反する「半」所有というような非常に曖昧ものは、近世と近代とが絡み合いながら出て来たものだと言えます。

いろいろな「半」があった時代

このような「半」所有という不完全なものがあった時代には、実は所有に限らず様々な「半」というものがあったわけです。様々な視点から見ていくと、様々なものに対して「半」という思想が反映されていること分かるはずです。例えば、資源という観点から焼き畑の赤カブを見てみます。この赤カブというのは非市場的な日常食で、売り物ではなかったわけです。ずっと伝えられている伝統作物で、限定的な経済価値しかない。資源というのは有用価値によって出てくる概念で、赤カブは「半」経済の側面をもつものです。赤カブというのは現在、農山村で生産されるような経済的なものだけではなく、息子に伝えるようなメッセージを伝える媒体であったり、それを採ってみんなでわいわい楽しみながら作っていくような資源であったわけで、そういう意味で赤カブは「半」資源とも言えます。一方でスギは、完全に売ることを前提に経済的価値を見出されている「全」資源と言っています。そのような観点でいくと、先ほどご紹介した余呉湖の魚も同様です。水田の魚は捕った人の自給に回され、市場には出回りません。つまり、「半」経済、「半」資源であったわけです。一方、所有者が植えている稻というのは、水田の持ち主によって完全に所有されて、経済作物として商品となる「全」経済、「全」資源の産物だったわけです。

さらに、管理という点から見ても同様の「半」の在り方が見られます。赤カブというのは、焼き畑をして種を蒔いた後は手をかけません。そのせいで、ムジナと呼ばれるタヌキなどの野生動物に葉っぱを食べられたりします。それも織り込んで焼き畑の生産になるわけです。一方、スギというのは枝打ちから始まって、下草刈りをして、今は荒れていますが、昔は「全」管理をしていました。さらに、余呉湖の水田の魚を見ますと、魚の育成というのは完全に自然に頼っているわけで、自分たちで餌をやって育てているわけではありません。そういう意味で「半」

管理であるといえます。ところが、水田の稻というのは肥料をやったり除草をしたりして「全」管理します。

その他にも、栽培種の問題でいくと、赤カブなど生産性の低い在来種より、生産性が高い外来種をどんどん導入しています。水田の魚は人為的空間に入ってきて適応した種であって、栽培の視点からも「半」の部分が見られます。自然の側面から見ても、スキ林では焼き畑の後、山菜が良く採れます。さらに、労働という側面で見れば、労働というのは普通稼ぎや食いむちのためのものですが、経済的なことだけに収斂せず、楽しみや誇りを生み出す空間であったと言えると思います。この後、お話を聞く後藤さんがお住まいの石庭集落について、島上さんが書かれたインタビュー記事の中に、村の共同性を取り戻すというところで、堰上げというは普請神事といって、半分は遊びなんだとしています。労働がもつ普通のイメージ、経済性だけではない別の価値を生み出す。それが労働というものの「全」ではない部分で、働いた後はレジャーに行くということとは異なります。「半」労働の中に楽しみを見出すというのが昔あったと言えます。

ここで、水辺の話を簡単にしたいと思います。最初に申しましたように、入会の論議というのは山だけでなく、普通の農村地帯や水辺にも存在したわけです。これ（スライド）は私がかつて調査した、茨城県にある牛久沼というところです。これは 1940 年代の航空写真でして、この辺りをご覧になれば分かると思いますけれども、非常に入り組んでいる幾何学的模様が見えると思います。そこをアップするとこのようになりますが、これは沼の中に作った水田です。それは沼に接している集落の人が作りました。ところが、牛久沼というのは、下流域の竜ヶ崎というところの水利組合が水利権をもっていて、田んぼを中心に作るというのは違法です。明治以降に沼の所有権が明確になってから、いろいろな歴史を経て竜ヶ崎の住人のものになったのですが、所有という面で見れば、所有と利用者がずれていて、組合の人たちは田んぼを何度も潰そうとします。しかし、水の中で複雑に入り組んでいて誰の田んぼなのか分からず、小作料を取ろうと思ってもなかなか取れない。このように所有と利用者がずれているのも、この地域に見られる「半」所有の在り方であります。ご覧になれば分かりますけれども、この入り組んだ地形の中に田んぼが所々あるんです。これが非常に混み入った水路を作っていくのですが、水路というのは魚にとって重要な産卵地になります。そのおかげでここはとても魚が豊富で、貴重な産卵地であって、なおかつ漁場になって冬には大きな漁獲になるわけです。夏に水位が下がってくると、「入り込み」という水路が一番狭くなっているところに村の人たちが集まって、「今日は漁をしようや」と言って、家から戸板をもってきてみんなで並んで、端の方から追いこんで捕っていきます。捕った魚はまさに酒の肴にして、売らずにみんなで食べます。要するにここでは、お金にならないような漁をやっているという「半」労働的、「半」経済的な世界、さらに魚を再生産していくような自然的な「半」所有の世界が広がっているわけです。

ところが、1970 年代以降、ここは干拓されて大きな変化を迎えます。ちょっとご覧いただきたいのですが、ここの部分にたくさんあった入り組んだ地形が無くなり、いわゆる美田となつたわけです。米の生産量はもちろん上がっています。その代わりに、彼らは「半」自然的、「半」労働的な在り方を無くし、そして所有者もはっきりさせるという所有の在り方に変えていきます。簡単に言うと、近代というのは「半」から「全」の在り方に移行してきた時期と言

えます。沼の中の田んぼを耕作すると言っても、かなりの重労働な上に、2、3年に1回は水害に遭うため、かなりの問題もありました、しかし実は、貸借関係を細かく見ていくとメリットもあったようですが、今は失われています。

さらに、もう1か所、福井県の三方湖畔の田井地区という場所を今調査しているのですが、ここもきれいに干拓されています。かつて、ここにも牛久沼と同じような水田がありました。6月になると大水で冠水するため、地元の人々は魚捕りに行って、他人の田んぼなんかお構いなしに投網まで打っていたそうです。雨が降ると、米を作る人は稻が水に浸かるのを心配するのですが、魚が捕れるので老若男女集まって、大雨の中、他人の田んぼで魚を捕っていたような時代もあったそうです。こういうところは非常に魚が多くて、魚の再生産にも寄与していました。しかし、今ではきれいな美田となって、まっすぐの用水路も引かれているのですが、富栄養化が進んでいる湖になってしまいました。「半」自然や「半」労働、「半」所有というものを失って「全」化した過程で、様々な影響を与えているようです。

「半」の思想としての入会

このように考えますと、近代という時代が、「半」の在り方から「全」の在り方へと切り替えようと奮闘努力してきた時代であったということが、ご理解いただけたかと思います。それは、完全で確固たる所有を目指し、完全に管理される動植物を育て、完全な価値をもつ資源にするために邁進してきた時代でした。その中で我々は入会を否定してきたのですが、これが旧入会論と呼ばれるものです。いわゆる「半」というものを否定して、「全」に流れを切り替えようというのが入会否定であります。「全」を肯定し、「半」を不完全で好ましくないものとし、それを捨て去ってこそ、近代の完全な秩序を紡ぎだすと考えました。そういうものが入会の否定論として一つありました。

さらに、同時期には、入会を守ろうという入会の肯定論もありました。しかし、この肯定論も「全」の思想と対抗はするものの、権利などという言葉を使って「全」の思想にある「〇〇権」について考えた時点で、「全」の思想に飲み込まれているような状況がかつてありました。

これからの入会論が、権利の問題を突き詰めていく、あるいは入会権というのが、現在の包括している内容を拡大していくためには、法律の問題がとても重要だと思います。しかし、権利というものを成り立たせる背景にある価値や、なぜこの権利が大事だと主張しなければならないのかといった部分をもう少し深めていき、むしろその権利を支えるような価値を発見していくべきで、そこから人間生活の実態と価値を、もう一度これからの入会として捉えていくべきだと思います。

もちろん、この「半」の在り方に過剰な美しさや価値を見出すべきではありません。今日の「半」の話というのは、実は「全」にはなれない限界性を有していただけに過ぎないのかもしれません。例えば、湖沼などの水辺では江戸時代からずっと干拓を進めようとしてきたのですが、結局、技術的に自然に負けてしまって、完全に陸地化することはできなかったのです。それが戦後、海外の干拓技術が入ってきて、牛久沼なんかはきれいな美田になっていくのですが、技術的に克服できれば、かつての時代でも「全」に向かっていた可能性は十分にあるわけです。けっして、「半」を意識的に選択していたわけではありません。しかし、「半」の続いていた時代を見ると、「半」を享受して、「半」に救われた人が存在した。これだけは間違いない言

えることだと思います。

現代における新しい「半」の思想の生起

こういう「半」の思想が、近代的な「全」の思想によって崩されていくという流れは、みなさんご理解いただけたと思います。現在では「全」の思想は見直され、疑問視されています。例えば、行政が財政も考えずに、地元住民の意見も聞かずにごり押しして政策をしていくような「全」の思想に基づく活動は、現在はもう容易にはできないし、安易にはやらないわけです。世界的にもこの「全」の思想に対して見直しの流れが出ています。効率的で一元的な管理や価値などは分かりやすいけれども、一方で人間生活の全体を汲み取れないような思考を見直して、新しい緩やかで多元的な思考を評価する動きが様々な形で起こっています。これらの動きを私は新しい「半」の思想の構築と呼んでいますが、これらの様々な動きを見ていくと、その中に曖昧さや不確かさを受け止めようという、かつての「半」の思想に通じるようなものがあることに気づかされます。

例えばその一つが、私たちがずっと研究しております、「半」所有論の一つとして考えられるコモンズ論です。それは公と私の間にある曖昧な「共」の論理のことです。今日はコモンズ論について細かく説明することはやめておきますが、狭義のコモンズというのは中世イングランドの土地利用制度で、イギリスの入会のようなものでした。それを広く捉えて、複数の資源を共的に管理する制度として展開していくわけですが、その言葉を使って入会を見直しているわけです。これもある意味、「公」や「私」が過剰に尊重される現代においては「半」的な在り方で、「共」の再評価は「半」の思想に則ったものであるといえます。

他にも、現代社会に見られる自然や環境、資源、社会に関わる様々な動きが、「半」の思想に向かっているのではないか。つまり、「全」に偏り過ぎたことを是正するような動きに出ているということです。これについても詳しい説明は省きたいと思います。最近、環境ガバナンスなんていう言葉が使われていて、かつては国や地方行政が一元的に主体となって環境を保全し管理するというガバメント型から、多様なアクターが関係を構築して活動し、関係性において権力をシェアするようなやり方、すなわちガバナンス型への転換が叫ばれています。その中で重要なアクターとして登場するのが、NPO や NGO あります。市民が作り上げる緩やかな組織は、ここ数十年で重要な組織として成長しました。それ以外にも、市民調査や労働の中に経済的価値以外のものを見出していく活動なども出ています。かつては原生自然を重視したものが、人の手の入った里山に価値を見出すような動きも出てきています。様々なものを見ていくと、共通しているのが、近代に進んでいた「全」の在り方を是正して、「半」の思想を復権する動きにあると言えると思います。

山村の将来像-新しい「半」の思想との新しい関係性構築

話をまとめたいと思います。山村の将来像を考えるにあたっては、今言ったような新しい「半」の思想と関係性を、それぞれの山村は取り結ばなければならないと私は考えます。今、「全」が行き過ぎた時代に生きる私たちには、反作用として「全」に対する半ばの状態、不完全な状態、あるいは途中で割り切れない状態をあえて容認するという姿勢が見られます。これはそのような時代状況にあって当然のことですし、公正で健全な一つの政策論的な歩みになつ

ていくのだと思います。

その中で、山村というのは外部者から評価されアクセスされるわけですが、こういう形で出てきている新しい「半」の思想の動きというのは、山村にとって幸せなのかどうかを考えなければいけません。過疎化、高齢化、少子化によって弱体化した山村、これは良いわれるステレオタイプな山村のイメージです。実際に山村というものがもっている不利な側面はありますか、世間がそう語っている状況では、新しい「半」の思想は歓迎されると思います。しかし外部的な「半」の思想が進んでいって様々なことが起こってくると、今まで想像しなかったような、新しいアクターや価値、規範などが山村に入ってきて、新しい入り会う状態を生み出します。これまでの入会というのは通常、昔からあったコミュニティ内部での入会のことを考えて来たと思うのですが、今後はおそらくコミュニティ外部との入り会う状況を考えなければなりません。新しい「半」の思想によって生み出される組織、力、価値、規範によって、旧来の「半」の思想、つまりもともとあった入会の思想が変えられようとしていると言えます。

「半」の思想には様々あって、それは一步間違えると、かつて土地の論理を無視したような、「全」の思想のような動きをする可能性があります。山村の将来像を考えるということは、山村に住む人々の世界に、外部者が来て入り会う状況にいかに対応し、自らがもともともっていた入り会う世界と、いかにうまくすり合わせができるかが、重要なカギになると考へています。

もちろん、こういう「半」の動き、新しい「半」の思想の構築というのは必要なことだとは思います。「全」の思想を乗り越えた一つの新しい時代的な在り方だと思います。地元の人々が地元の入会を考えるように、この会場にも外部のものとして入会に関わっている方はいるといます。私のような研究者もそのひとりですが、例えば、NPO のような組織の人たちが、「半」の思想という「全」の思想に対抗して出て来た新しい手法、より肯定的なものと信じて村に持ち込む手法が、一方では「全」の思想になる可能性があるということに、私たちは注意しなければなりません。

今、どんどん生み出されている「半」の思想に基づく新しい動きがすべて良いとは、私は思いません。例えば、後ほど発表される後藤さんの資料の「入会との関わりの2」に、「里山は日本の田園風景と捉えられて、自然に優しいイメージを与え続けているが、そう感じる人は実際に暮らしたことがないことが多い、詩人がのどかな田舎の暮らしを歌い上げるのとは違って、もっと知って欲しい」と述べてあります。私もまさしくそう思っています、「半」的な在り方を研究し、実践していく側ではありますが、この「里山」というのが現在どのように運営されているのかというと、かなり規範的、定型的で、どこの山を見ても同じような里山像で扱われていると思います。ところが、実際は日本全国で山は違いますし、山の使い方や人の付き合い方も違っていたはずです。ところが、里山という一つの言葉でまとめてしまう。もっと言うと、来年 COP10 という、環境省が主体となって行う、生物多様性条約第 10 回締約国会議が名古屋で開催されますが、そこで日本の環境省が中心となって、この里山というのをアルファベットにして宣伝するだけではなく、世界的な論理として売り込もうとしています。私もそれに危うく組み込まれそうになったのですか、どうにか逃げることができました。山や土地ごとに異なるはずの里山の論理を、世界の論理として構築しようとしている。それを考へると、里山という概念は、奥山と非自然の間にあった中間的な「半」ものであったにも関わらず、

里山を巡る動きは「全」の方向、完全化していくような方向に作用しているようです。

「半」として一見まろやかに見えるものが今後、山村の中にどんどん入ってくるわけですが、それと、旧来の入り会う「半」の思想をもったコミュニティがどう付き合っていくのかが、山村の将来像を考える上で重要な論点になるのではないかと私は考えています。これを考えるにあたって、この入会山村研究会というのがたぶん、大きな将来像というのを提出してくれると期待しています。話が長くなりましたがれども、これで私の講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。